

令和2年（行ケ）第10028号審決取消訴訟事件

原告 ●●●●

被告 キューピー株式会社

証拠説明書

上記当事者間の頭書事件につき、原告は次のとおり証拠を提出する。

原告訴訟代理人 弁護士 日野修男 印

令和2年7月17日

知的財産高等裁判所第4部 御中

証拠番号	標目	原/ 写	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲第6号証 の2	キューピー物 語（68頁）	原本	昭和59年3月 5日	大澤秀行 著／株式 会社講談 社発行	1913年当時、米国にお いてキューピーは「キ ューピー狂時代（キュー ピー・クレイズ）」と 呼ばれるほどの大流行 をもたらしたこと	
甲第7号証 の2	キューピー村 物語(76・7 7頁)	原本	平成9年7月7 日	ローズ・ オニール 著／株式 会社クレ スト社発 行	米国において「キュー ピー狂時代」と呼ぶほ どキューピーは大ブー ムになったこと、キュー ピーのキャラクター が商品の広告に使用さ れたこと	

甲第67号証 の1 の2 の3	America in the 1900s (訳文添付) 表紙 1頁書誌情報 KEWPIE CRAZ Eの項	原本	2010年	マーリー ンターグ ブリル著	米国において1900 年代に「キューピー狂 時代」という米国史上 最初の商業的大流行が 起こったこと
甲第68号証 の1 の2 の3 の4	「Vol.54: キュ ーピー(1)~80 周年、マヨネ ーズの歴史 前編2005.11. 01」と題する ウェブページ 「Vol.54: キュ ーピー(2)~8 0周年、マヨネ ーズの歴史 後半2005.11. 08」と題する ウェブページ 会社概要 企業沿革	写し	2020年6月15 日 の1 (http://www.o pi-net.com/opi ken/20051101 _01.asp) の2 (http://www.o pi-net.com/opi ken/20051101 _02.asp)	株式会社 マーケテ ィング・ コミュニ ケーショ ンズ	マヨネーズが出た当初 から、使用するキャラク ターの「生みの親はロー ズ・オニールさんという イラストレーター」であ ることを被告が認めて いること。出願当時大流 行したキューピー人形 を中島董一郎が冒用し た経緯が記述されてお り、被告は盗用を認めて いること (https://ssl.mcto.co.jp/com pany) (https://ssl.mcto.co.jp/com pany/history)
甲第69号証 の1 の2	特許庁 審判便覧の 無効審判の項 審判便覧目次 のウェブペー ジ	写し	2020年6月21 日 審判便覧 (https://www. jpo.go.jp/syst em/trial_appe al/document/ sinpan-binran _18/51-00.pd f)	特許庁	平成8年法律第68号 にて後発的な公益的不 登録事由が追加された こと 審判便覧目次 (https://www.jpo.go.jp/sy stem/trial_appeal/sinpan- binran_18.html)

甲第70号証 の1 の2 の3	特許庁編工業 所有権法（産 業財産権法） 逐条解説 第21版 表紙 改訂に当たっ て 商標法第四六 条（1686頁～ 1690頁）	写し	令和2年2 月	発明推進 協会	現行の商標法46条の 条文、制定の経緯、立 法趣旨 逐条解説第21版 (https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kyoshoyu/document/chikujokaisetsu21/all.pdf)
甲第71号証 の1 の2 の3	平成8年改正 工業所有権法 の解説 表紙 【更新出願制 度の廃止・更 新申請制度の 導入に伴う関 連の改正事 項】 裏表紙	原本	1996年（平成 8年）12月25 日	社団法人 発明協会	平成8年改正法は、存 続期間の更新時におけ る公益的不登録事由に ついての実体審査を行 わないこととし、更新 登録の無効審判制度を 廃止したことに伴い後 発的に公益的不登録事 由に該当することとな った商標については、 登録無効審判の対象と したこと
甲第72号証 の1 の2	朝日新聞1998 年6月17日 社会面全部 「「キューピ ー使わな」提 訴」と題する 記事	写し	1998年（平成 10年）6月17 日	朝日新聞 社	キューピーの生みの親 がローズ・オニールで あると、被告に対して 使用禁止を求めたこと が全国紙の紙面で報道 され、世上広く知られ るに至ったこと
甲第73号証 の1 の2	毎日新聞1998 年6月17日 社会面全部 「キューピー ちゃん使わん といて」	写し	1998年（平成 10年）6月17 日	毎日新聞 社	キューピー人形を創作 したのがローズ・オニ ールであると、被告に 対して使用禁止を求め たことが全国紙の紙面 で報道されたこと

甲第74号証 の1 の2	日本経済新聞 1998年6月17 日社会面全部 「著作権侵害 されたとキュ ーピーを提 訴」と題する 記事	写し	1998年(平成 10年)6月17 日	日本経済 新聞社	被告が無断で商品にキ ューピーを使用したと して使用禁止を求めた ことが全国紙の紙面で 報道されたこと
甲第75号証 の1 の2 の3 の4	類似商品・役務 審査基準(国際 分類第11-2020 版対応) 表紙 目次 国際分類第 11-2020版対応 の作成に当たり 「類似商品・役 務審査基準」作 成の趣旨	写し	令和元年11 月	特許庁	特許庁の審査基準には 「生きた「経済」を無 視して商品の類似範囲 を机上の概念法則によ って定めることであ り、最も戒めなければ ならないことものであ る」と記載されている こと
甲第76号証 の1 の2	「マヨネーズ は劇的進化 キューピー会 長語る100年」 と題するウェ ブページ NIKKEI STYLE について	写し	2020年6月29 日 (https://style.n ikkei.com/arti cle/DGXMZO 40405600U9 A120C10000 00) 同上	日本経済 新聞社・ 日経BP社	中島董一郎は登録第 175069号商標をマヨ ネーズに使用するにあ たり第84209号商標を 保有する日魯漁業株式 会社の高碓達之助から 許諾を受ける必要があ ったこと 作成者の概要 (https://www.nikkei.com/h elp/contents/nikkeistyle/ab out.html)

甲第77号証 の1 の2 の3	コンテンツマーケティングの歴史を徹底解説(1~7頁) 同最終頁 株式会社ベーシック企業情報	写し	2020年7月10日	株式会社ベーシック	1904年米国でキューピーのキャラクターを食品の販売促進の広告に採用して莫大な売上げ増加に貢献したこと 株式会社ベーシックが作成したこと 作成者の会社情報
甲第78号証	JELL-O KEWPIEによるインターネット画像検索結果	写し	2020年7月11日	マイクロソフト社提供のBingによる	1904年当時、JELLE-Oの多数の広告にキューピーのキャラクターが使用されたこと
甲第79号証	JELL-O 228 Products (抄訳添付)	写し	2020年7月11日	HJ Heinz Company Brands LLC	現在のJELL-Oの広告にはキューピーのキャラクターは使用されていないこと